

スコットランドにおける分離独立住民投票

——アイルランドの分離独立とケベックにおける分離独立住民投票との比較の視点から——

力 久 昌 幸

目 次

はじめに

- 一 イギリスとスコットランド
 - 二 スコットランドの歴史——なぜスコットランドはイギリスの一部となったのか
 - 三 アイルランドとの違い——イングランドの「植民地」か、あるいは「パートナー」か
 - 四 分離独立の政治——なぜ先進国では分離独立が見られないのか
 - 五 分離独立住民投票 (一) カナダ、ケベック州の経験は何を意味するのか
 - 六 分離独立住民投票 (二) スコットランド独立に向けた困難なハードル
- おわりに

はじめに

第二次世界大戦以降、それまでイギリスやフランスなどヨーロッパ列強の植民地となっていたアジアやアフリカの各地でナショナリズムの動きが強まり、その結果として、多くの独立国家が誕生することになった。また、一九八九年一月のベルリンの壁崩壊を契機とする東西冷戦の終結は、旧ソ連や旧ユーゴスラヴィアの解体に見られるように、共産主義体制によつて維持されてきた多民族連邦国家の中から、多数の独立国家を発生させることになった。このように、何らかの理由により特定地域に居住する住民の間で自分たち自身の国家を持つことを望むナショナリズムの動きが強まることにより、新たな独立国家が誕生することは世界の中でよく見られてきた、と言つても過言ではない。

しかしながら、西ヨーロッパや北アメリカの諸国、そして、日本などの典型的な先進国、すなわち、経済的に高い生活水準を達成し、政治的に自由民主主義体制が確立している国において、少なくとも戦後については分離独立が実現した例は見られてこなかった。他方で、先進国の間では分離独立を求めるナショナリズムの勢力がほとんど見られない国もあるが、中にはイギリスのスコットランドやカナダのケベック、スペインのカタルーニャやバスクなどに典型的に見られるように、分離独立運動が比較的活発なところも少なくないのである。そこで一つの疑問が生じるのだが、なぜ急速に独立国家の数が拡大した戦後の時期に、欧米や日本などの先進国の中から新たな独立国家が登場してこなかったのだろうか。

本稿では、二〇一四年九月一八日のスコットランド分離独立住民投票の事例を取り上げて、二〇世紀初頭にイギリスから事実上、分離独立を遂げることになったアイルランドの事例、そして、二〇世紀末に二度にわたつて分離独立住民投票の経験を持つことになったカナダのケベックの事例との比較検討を行う。そのうえで、第二次世界大戦後の先進国

において必ずしも珍しい存在ではない分離独立運動が、その究極的な目標である独立達成に向けて直面することになるいくつかの困難の特質について光を当てて光を当てて光を当てたい。

一 イギリスとスコットランド

スコットランドにおける分離独立住民投票を検討するうえで、イギリスとスコットランドの関係について踏まえておく必要がある。なぜなら、イギリスという国家のあり方と現在イギリスの中で一つの地域を構成しているスコットランドの位置づけは、ややわかりづらい、あるいは、奇妙に見えるところがあるからである。

まず、イギリスという国家のあり方について見ることにしよう。ヨーロッパ大陸の西方に位置する島国のことを、日本では一般に「イギリス」と呼んでいる。しかし、「イギリス」という言葉は言うまでもなく日本語である。「イギリス」という言葉の起源は、一六世紀から一七世紀の東アジアで用いられたポルトガル語やオランダ語由来の「アンゲリア」、「エンゲルス」、「エグレス」などにあると言われている（近藤、二〇一三年、六七頁）。そして、これらポルトガル語やオランダ語由来の言葉は、英語のイングランドおよびイングリッッシュに語源があると考えられる。しかし、ここで注意しなければならないのは、「イングランド」「イギリス」というわけではない、ということである。

実はわれわれが通常、イギリスもしくはは英国と呼んでいる国の正式名称は、「グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国 (The United Kingdom of Great Britain and Northern Ireland)」である。この名前が表現しているように、イギリスは日本のような単一国家ではなく、四つの部分、すなわちイングランド、スコットランド、ウェールズ、北アイルランドの間の連合によって成り立つ国家である。なお、グレート・ブリテンは、イングランド、スコットランド、

ウエールズが存在する面積二二万平方キロほどの島の名称であり、グレート・ブリテン島は面積約八・四万平方キロのアイルランド島（北海道よりやや大きい）とともに、イギリス諸島を構成する主要な島となっている。

さて、イギリス諸島の地図を示した△図―ⅠⅤを見ればわかるように、われわれがイギリスと呼ぶ国の面積は二四・四万平方キロあまりで日本の約三分の二、人口は約六四一〇万人で日本のほぼ半分となっている。そして、イギリスを構成する四つの部分のうち、イングランドが最も大きく、面積では約一三万平方キロ（北海道の約一・五倍）、人口は五三八万人あまりで、イギリスの総人口の実に八割以上を占めている。スコットランドは二番目に大きく、面積では約七・八万平方キロ（北海道程度）、人口五三三万人あまりで、人口ではイングランドの一〇分の一にすぎない。その他、面積が約二・一萬平方キロ（四国よりやや大きい）、人口三〇八万人あまりのウエールズと面積が約一・四万平方キロ（長野県とほぼ同じ）、人口一八三万人あまりの北アイルランドが存在している。

ところで、スコットランドは、グレート・ブリテン島の面積のほぼ三分の一を占めるほか、シェットランド諸島、オークニー諸島、ヘブリデイズ諸島など大小八〇〇ほどの島々から構成されている。ハイランドと呼ばれるスコットランドの北部は険しい山岳地帯となっていて、かつて氷河期に氷河に削られた谷間やフィヨルドなどが見られ、ノルウェーなど北欧によく似た地形となっている。一方、ローランドと呼ばれるスコットランドの南部ではなだらかな丘陵地帯が続き、イングランドとよく似た地形であると言ったことができる（McCormick 2012, 35-63）。

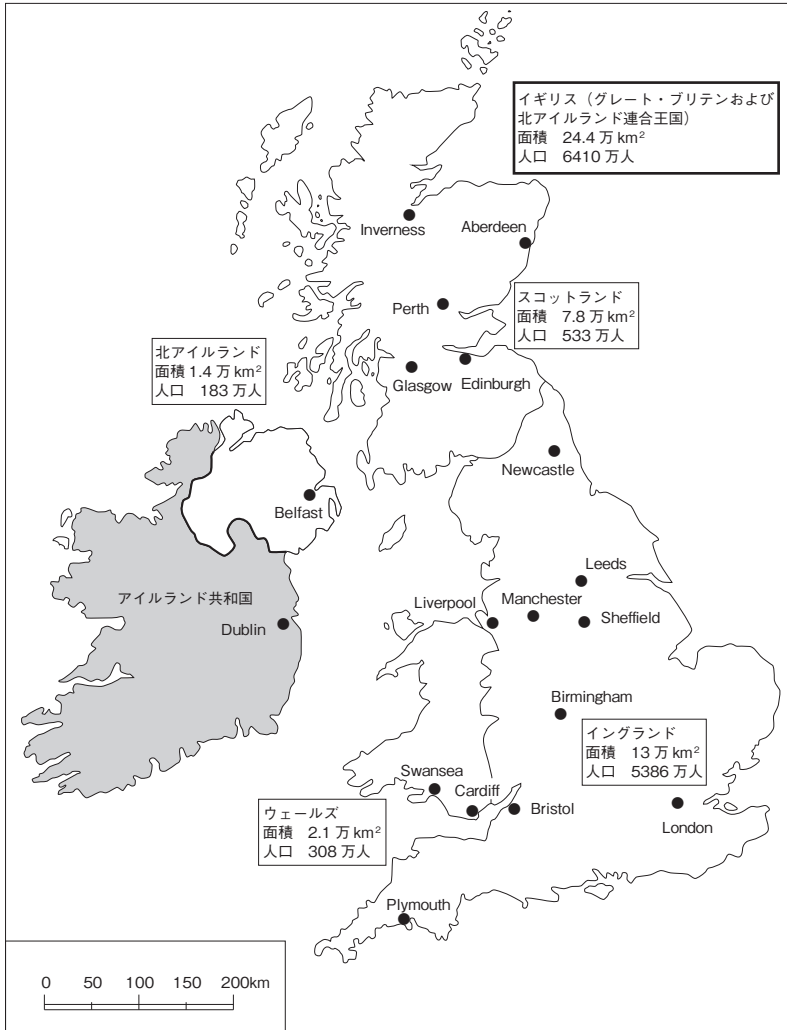
ところで、イギリスはしばしば日本やフランスなどと並んで中央集権が確立した単一国家 (unitary state) であると見なされている。しかし、スタイン・ロツカン (Stein Rokkan) とデレク・アーウィン (Derek Urwin) によれば、イギリスは中央政府と地方政府の権限が明確に分離した連邦国家ではないが、中央政府に権限が集中する単一国家でもなく、独特の連合国家に分類されている (Rokkan and Urwin 1982, 1983)。たしかにスコットランドはイギリスの一部で

<図-1> イギリスの概観

スコットランドにおける分離独立住民投票

同志社法学 六六巻四号

五 (九四一)



参照 John McCormick, *Contemporary Britain*, 3rd edition (Basingstoke: Palgrave Macmillan, 2012), p.5.
Office for National Statistics, *Annual Mid-year Population Estimates. 2013* (Newport: Office for National Statistics, 2014).

あり、ロンドンのウェストミンスター議会には、いわゆる議会議会主権の原理にもとづいて最高の政治権力が存在しているが、スコットランドはイギリスの中で独自の地位を保ってきたと言えることができる(山崎、二〇一一年)。

スコットランドはイングランドとは異なる独自の法制度や裁判制度を持ち、宗教(イングランド国教会とは異なる長老派にもとづくスコットランド国教会)や文化などの面でもかなりの独自性を維持してきた。さらに、行政面でも一八八五年にスコットランドの行政を担当する機関として、スコットランド省が設立されている。二〇世紀に入ってからスコットランド省の権限は次第に拡大され、一九二六年にはスコットランド省を担当する大臣は閣外大臣から閣内大臣に昇格して内閣の閣僚に加わった。そして、一九七〇年代になると、外交、軍事、租税、マクロ経済政策などを除いて、スコットランド相がスコットランドに関係する多くの分野の権限を掌握することになった(Mitchell 2014; 梅川・力久、二〇一四年、六九頁)。

二 スコットランドの歴史——なぜスコットランドはイギリスの一部となったのか

現在のスコットランドは、日本やイギリスのような独立国家ではなく、イギリス国内の一地域となっているが、今から三〇〇年ほど前までのスコットランドは独立した王国であった。

スコットランドの歴史は、今から二〇〇〇年ほど前にグレート・ブリテン島の大部分を支配することになったローマ帝国によるスコットランド南部への進出から始まる。それまでスコットランドにはヨーロッパ大陸から渡ってきたと考えられるケルト系の人々が住んでいたが、ローマ帝国の進出によってピクト人と呼ばれるケルト系の人々とローマ人との間で、スコットランドの支配をめぐる激しい戦いが繰り返されることになった。ちなみに、ピクト人という名称

は、ローマ人の言語であるラテン語で体に彩色もしくは刺青をしていた人々を指すもので、スコットランドのケルト人にはそのような彩色や刺青をする風習があったことからローマ人が呼び習わすようになったことに由来している。しばらくの間、ローマ帝国はローランドと呼ばれるスコットランドの南部を支配することになったが、次第にピクト人に押されて後退し、現在のイングランドとスコットランドの境界からややイングランド側に入った「ハドリアヌスの長城」の線まで後退して守りを固める一方、スコットランドからは撤退することになった。

ローマ帝国の支配から離れたスコットランドでは、長い間、さまざまな勢力の間での争いが続いた。ようやく九世紀に入ってスコットランドの中心部を統一したスコットランド王国が誕生することになった。しかし、スコットランド王国は北からのヴァイキング勢力の襲来と南の強大なイングランド王国によるたび重なる侵攻に悩まされることになる。そして、一三世紀末には、スコットランドはイングランドのエドワード一世の下で、一時期イングランドの支配下に置かれることになった。その後、約三〇年にわたる独立戦争を経て、一三二四年のバノックバーンの戦いで勝利と一三二〇年のアーブローズ宣言^①によって、スコットランドは再びイングランドとは別個の独立した王国としての地位を取り戻すことになった (Mitchison 2002, 38-53)。その後もたびたびイングランドとの戦争が繰り返されることになるが、スコットランドはほぼ四〇〇年にわたって独立を保ったのである。

なお、一六世紀に入ってイングランドにおいてプロテスタントのイングランド国教会が主流となったのと時を同じくして、スコットランドでも宗教改革が見られることになり、プロテスタントの宗派である長老派がスコットランド国教会として確立していくことになる。

さて、生涯独身を貫いたイングランドのエリザベス女王（エリザベス一世）が一六〇三年に亡くなると、その後継者として血縁関係にあったスコットランド王ジェイムズ六世に白羽の矢が立った。その結果、ジェイムズは新たにジェイ

ムズ一世としてイングランド王に即位することになった。こうして、一人の国王（ジェイムズ）が、二つの国家であるイングランドとスコットランドを統治する役割を務めることになったのである。なお、ウェールズは中世以来、実質的にイングランドの支配下にあったが、一六世紀中頃に公式にイングランドに併合されたことから、すでにイングランド王国の一部となっていた。

以上のように、エリザベス女王の後継者としてスコットランド王のジェイムズが選ばれたことが、いわゆる同君連合と呼ばれる統治形態（一君主二国家）を開始させることになったのである。しかし、同君連合はスコットランドにとつて必ずしも望ましいものではなかった。国王は国の規模がはるかに大きなイングランドにとどまって、ほとんどスコットランドに戻ることはなかったため、スコットランドは国王の代理人によって統治されたからである (Mitchison 2002, 161-178)。

ところで、ジェイムズ一世（※スコットランドでは六世）は、イングランド国王に即位して初めて開かれた議会において、同君連合を組むイングランドとスコットランドが政治的にも統一されるべきであるとして、両国の合意を求めることになった。しかしながら、このときのイングランド議会はスコットランドとの国家合意を拒否する姿勢を示した。なぜなら、多くのイングランド議員たちはスコットランドはイングランドよりも野蛮な国であるという印象を持っていたので、イングランドが尊重する自由や権利が国家合意によって骨抜きにされることを恐れたからであった。また、スコットランド議会でも、同君連合を超えて国家合意にまで進むことには強い反対があった。小国スコットランドが大国イングランドと合同すれば、イングランドの制度や宗教がスコットランドに押しつけられるのではないか、という懸念があったからである。こうして、イングランド、スコットランドの両国で反対が強かったことから、この時期の国家合同の試みは挫折することになった。

その後、一七世紀中頃の国王派と議会派の内戦（いわゆるピューリタン革命）によって、イングランドとスコットランドは一時期、国王の存在しない共和国、すなわち護国卿オリヴァー・クロムウェル（Oliver Cromwell）が統治するコモンウェルスとなったが、一六六〇年の王政復古により再び同君連合（一君主二国家）の体制が復活することになる。そして、一六八八年の名誉革命をきっかけとして、国王に対して議会在位に立つ立憲君主制（いわゆる「国王は君臨すれども統治せず」の体制）が確立していくことになるが、その中でイングランドとスコットランドの国家合同の問題が再び浮上することになった。その結果、一七〇七年にイングランドとスコットランドの国家合同がついに実現し、新しく「グレート・ブリテン王国（The Kingdom of Great Britain）」が発足することになったのである（Whatley 2008; 2014）。

なぜ、かつて反発の強かった両国の国家合同が、一八世紀初頭に実現することになったのか。その背景について理解するために、国家合同が実現する前のスコットランドとイングランドの状況を確認することにしてしよう。

名誉革命後のスコットランドとイングランドの関係は、必ずしも良好なものではなかった。名誉革命後に王位に就いたウイリアム三世（※スコットランドでは二世）が行っていたフランスとの長期にわたる戦争が、スコットランドに対して経済的なダメージをもたらしていたのである。たとえば、オランダの海外貿易に打撃を与える目的でクロムウェル時代に制定された航海法（Navigation Acts）は、その後もイングランドとアメリカなどの海外植民地との間の貿易から外国船を排除するために整備されることになったが、イングランドとの貿易はイングランド船に限るという原則のために、スコットランドの船まで排除されることになったのである。

そこで、スコットランドは独自の海外植民地を獲得するために、一六九五年に「アフリカ・インド貿易のためのスコットランド会社（The Company of Scotland Trading to Africa and the Indies）」を立ち上げて、スコットランドとイン

グランドの両国で出資者を募った。しかしながら、イングランドの東インド会社が競争相手の登場に反発してイングランド議会で圧力をかけたことにより、イングランドからの資金提供は禁止されることになった。その結果、この会社の資金はスコットランドの中だけで集められることになった。

一六九六年に中米パナマ地峡のダリエン地域にスコットランドの植民地を建設する計画がスタートした。しかしながら、このダリエン計画は熱帯のジャングルに特有の疫病の蔓延や、当時中南米を支配していたスペインからの攻撃、そして、ジャマイカなど比較的隣隣の西インド諸島にあったイングランドの植民地からの支援を得られなかったことなどから、多数の死者を出して大失敗に終わった。

ちなみに、イングランドがスコットランドのダリエン植民地を支援しなかった理由は、一つには競争企業であるイングランドの東インド会社の影響もあったが、もう一つの理由としては、フランスとの戦争においてスペインをイングランドの側に引きつけておくために、中米でのスペインの権益を侵すスコットランドの植民地獲得の動きとは一線を画しておく必要があったということも考えられる。いずれにせよ、ダリエン計画の失敗によってアフリカ・インド貿易のためのスコットランド会社は破産し、出資したスコットランド人の多くが巨額の損失を被ることになった。このダリエン計画の失敗の衝撃は、同君連合を組みながら支援の手をさしのべなかったイングランドに対するスコットランド人の反発を強める結果となった (Macwhirter 2014, 77-79)。

さて、ウイリアム三世（※スコットランドでは二世）は、イングランドの安全保障を確保するためにはそれまでの同君連合では十分ではなく、イングランドとスコットランドの議会の合同を通じた両国の国家合同まで進まなければならぬと考えていた。フランスのルイ十四世との間でヨーロッパの覇権を賭けて戦っていたウイリアムにとって、イングランドの北にあるスコットランドの政治的安定は不可欠であった。なぜなら、フランスはイングランドを背後から脅か

すために、名譽革命によって王位を追われたステュアート家の血統に連なる人物をスコットランド王として復位させることを狙っていたからである。しかしながら、ウィリアム在位中はイングランドおよびスコットランドにおいて国家合同に対する支持は広がらなかった。こうした状況が大きく変わったのが、ウィリアムの後継者として王位に就いたアン女王の時代であった。

アン女王はウィリアムの遺志を継いで、イングランドとスコットランドの国家合同を実現するために、スコットランド議会に対する働きかけを強めた。しかし、こうした働きかけに反発したスコットランド議会は、一七〇三年に平和と戦争に関する法 (Act anent Peace and War)⁽²⁾ を制定し、スコットランドの開戦と講和の権限は国王ではなくスコットランド議会が持つことを明らかにした。これはフランスとの戦争を行っていたイングランドとは異なる独自の外交政策をスコットランドが追求する可能性をもたらすことになった。スコットランド議会はさらに、一七〇四年に安全保障法 (Act of Security) を制定することになった。この法律は、一七〇一年にイングランド議会で成立していた王位継承に関する法律、すなわち子供のいなかったアン女王⁽³⁾ の跡を継ぐ将来の国王に、ドイツのハノーヴァ家の人物を指名していたイングランドの王位継承法 (Act of Settlement) を受け入れず、スコットランドの王位継承問題についてはスコットランド議会が独自に決定することを主要内容としていた。この安全保障法は、スコットランドがイングランドとの国家合同どころか同君連合でさえも破棄する意図を示したものとして、イングランドでは危機感を持って受けとめられることになった。

このようにダリエン計画失敗後のスコットランドがイングランドに対する対決姿勢を強めていったのに対して、イングランドの側もスコットランドに対する態度を硬化させていった。イングランド議会は一七〇五年に外人法 (Alien Act) を制定し、その中で、速やかにイングランドとスコットランドの国家合同へ向けた話し合いが開始されること、

そして、もしスコットランドがそれを受け入れなかった場合には、それまでイングランド人とはほぼ同等に扱われてきたスコットランド人を外国人として扱い、イングランドにおいて自由な経済活動をできなくすることを明らかにした。これはスコットランド人がイングランドとの貿易をできなくなることを意味しており、この時期にはスコットランドの对外贸易の大半がイングランドとの貿易に依存していたことから、グリーン計画の失敗で落ち込んでいたスコットランド経済にとって、さらなる打撃となることは明らかであった (Devine 2000, 416)。

外国人法などのイングランドによるあからさまな経済的脅しの前に、スコットランドは譲歩せざるを得なかった。合同のための条件を検討するため、一七〇六年に両国の代表は協議を開始することになり、約三ヶ月で合同条約に関して合意に達した。その内容は、①スコットランドとイングランド両国は、一つの議会(イングランド議会のあったロンドンのウエストミンスターを所在地とする)のもとに合同し、スコットランドは上院(貴族院)に一六名、下院(庶民院)に四五名(下院議員総数五五八名の約八%)の代表を送る。②両国間および植民地との貿易を自由化する。③スコットランドの私法とそれを取り扱う裁判所は現状を維持し、公法のみイングランドの公法に同化させる。このほか、両国の財政も一本化されることになった (McLean and McMillan 2005, 13-60)。

スコットランドではイングランドとの合同条約に対して根強い反対があったために、合同条約が議会の承認を得ることができなかろうか定かではなかった。実際に、一七世紀初頭に同君連合が始まって以来、何回か国家合同へ向けた試みが見られたが、いずれも挫折に終わっていたのである。しかしながら、根強い反対論にもかかわらず、一七〇七年一月にスコットランド議会は合同条約を批准し、同年三月にイングランド議会でも批准がなされたことから、条約は五月に発効することになった。これにより、イングランドとスコットランドは「グレート・ブリテン」という名称の連合王国を構成することになったのである (Brown and Fraser 2013, 19-20)。

さて、イングランドとスコットランドの国家合同について、イングランドがそれを求めた理由は明確であった。ヨーロッパにおける戦争そして世界各地での植民地戦争を通じてフランスとの覇権争いをしてきたイングランドにとつて、もしスコットランドがフランス側に付いたならば、それは安全保障上の深刻な脅威となることは明白だったのである。それゆえ、スコットランドをイングランドの側につなぎ止めておく究極の手段として、両国の国家合同が求められたと言ふことができる。

それに対して、スコットランドではイングランドとの国家合同については賛否両論あり、合同に賛成する勢力が必ずしも優勢というわけではなかった。最終的にはイングランドの強硬姿勢、すなわち国家合同を受け入れなければスコットランドに厳しい制裁を科すという姿勢が効果を發揮したとすることができるが、スコットランドの中にもイングランドとの国家合同をチャンスと見る勢力も存在していた。特に、貿易商人達は両国の国家合同がもたらす経済的利益に大きな期待を有していたと考えられる。イングランドとの国家合同は、航海法によって参入を阻まれてきたイングランドの海外植民地とイングランドとの貿易にスコットランド商人が関わることをできるようになることを意味していた。また、スコットランドの貴族たちは、自分たちの領地から得られる牛や羊などの家畜、農産物、そして石炭などをイングランドに輸出して利益を得ていたが、国家合同によってイングランドとの自由な取引が可能になれば、さらに大きな利益を得ることができると考えられた。このようにスコットランドの側では、イングランドとの国家合同により、イングランドの国内市場および海外植民地市場に対するアクセスを手に入れるという経済的な利益が主な推進力となっていたとすることができる。

また、イングランドとの国家合同に際して、スコットランドに対して認められたいくつかの保障も少なからぬ意味があったと思われる。法制度や教育制度などについて、スコットランドがイングランドの制度に同化することなく独自の

制度を維持することが認められたこと、あるいは、国家合同後もスコットランドにおいてはスコットランド国教会としての長老派の歴史的的地位を確認してイングランド国教会からの宗教的な独立性が維持されたことは、スコットランドにおいて国家合同に不安を抱いていた人々をかなり安心させることになったとされている (Colley 2014, 85-93)。

三 アイerlandとの違い——イングランドの「植民地」か、あるいは「パートナー」か

一七〇七年のイングランドとの国家合同後、しばらくの間、スコットランドではイングランドが圧倒的な比重を占める連合王国体制への反乱が頻発することになった。しかし、一七四六年にカロードンの戦いで敗北によっていわゆるジャコバイトの反乱が鎮圧されて以降、スコットランドにおいて目立った軍事的な反乱は見られなくなるのである。

ところで、スコットランドにほぼ一〇〇年遅れて一八〇一年に連合王国に組み込まれたアイerlandでは、実質的にはイングランドによる支配であると見なされた連合王国体制に対する軍事的な反乱がたびたび発生し、最終的には一九二二年のアイerland自由国の誕生によって事実上の独立を果たすことになる。⁵⁾なぜアイerlandはイギリスから独立することになったのに対して、スコットランドは国家合同以来三〇〇年以上にわたってイギリスにとどまり続けたのだろうか。あるいは、アイerlandでは連合王国体制に対する抵抗の動きが根強く見られたのに対して、なぜスコットランドではカロードンの戦い以降、比較的最近になるまで分離独立を求める動きが活発化しなかったのだろうか。

イギリスからの独立をめぐるアイerlandとスコットランドの違いについて、単純明快な解答をするのは簡単なことではない。しかしながら、あえて言うならば、アイerlandはイングランドの「植民地」であったのに対して、スコットランドは小さいながらもイングランドの「パートナー」であったことが影響していたと言えるかもしれない。最終的

にイギリスから独立することになったアイルランドについては、スコットランドとはいくつかの点で大きな違いがあったと言われている。

アイルランドとスコットランドの違いについて、第一に挙げられるのが宗教の違いである。すでに見たように、スコットランドでは長老派によるスコットランド国教会が中心となっている。長老派のスコットランド国教会はイングランド国教会とは異なる宗派であるが、広い意味で同じプロテスタントの宗派であることに変わりはない。それに対して、アイルランドでは住民の多数がカトリック教徒であった。現在のヨーロッパでは、プロテスタントとカトリックの宗派対立はそれほど目立つものではないが、一六世紀から一七世紀にかけての時期には、いわゆる三〇年戦争のように両者の間で血で血を洗う宗教戦争が繰り返られていたのである。そうした宗教的な対立を背景として、プロテスタントが中心となっていたイギリスでは、カトリックに対するさまざまな差別が行われ、それは一九世紀初頭にアイルランドが連合王国に併合された後も継続することになった。たとえば、カトリックには参政権を認めない、あるいは、公職に就くことも認めない、また軍隊については一般の兵卒には採用されるが士官に昇進することはないなどの差別が当たり前のように実施されていたのである。その後、アイルランド人の抵抗運動を宥めるために、一八二九年のカトリック教徒解放法 (Roman Catholic Relief Act) などを通じてカトリックに対するさまざまな差別は撤廃されていくことになる (Paseta 2003, 18-31)。しかし、アイルランドのカトリック教徒達の目から見れば、それまで自分たちを二級市民として取り扱ってきたイギリスの政府は、まさに植民地政府と何ら変わるところはないと見られるようになっていたのである (McLean and McMillan 2005, 61-89)。

第二の違いとして挙げることができるのが、イギリスの帝国、いわゆる大英帝国への関わり方の違いである。よく知られているように、イングランドとスコットランドの国家合同が成立した一八世紀初頭から、北米やアジア、アフリカ

などでイギリスによる植民地獲得の動きが急速に進むことになった。こうした帝国の拡大に対してスコットランド人が大きな貢献をすることになった。もしスコットランドが独立国のままであれば、ダリエン計画の失敗が示すように、小国のため海外で植民地を獲得するのは困難だったと思われる。しかし、強大なイングランドと国家を同することにより、スコットランド人は商人や軍人、行政官として海外で活躍する絶好の機会を得ることになった。海外で活躍したスコットランド人の中には、たとえば幕末から明治にかけて活躍したトーマス・ブレイク・グラバー (Thomas Blake Glover) などの日本でもよく知られた人物がいる。また、グラバーと関係が深く、スコットランド人のウィリアム・ジャーディン (William Jardine) とジェームス・マセソン (James Matheson) が創業した貿易商社ジャーディン・マセソン商会は、中国で悪名高いアヘン戦争を引き起こすきっかけとなったアヘン貿易で巨額の利益を上げていたのである。このほか、軍人や行政官などとして、多くのスコットランド人がイギリスの帝国およびその周辺で活躍することになった。このように帝国によって大きな利益を上げていたスコットランド人にとって、帝国の恩恵をもたらしたイギリスから独立するなど思いもよらないことだったとすることができよう (Keating 2009, 24-26)。一方、アイルランド人の中で少数派のプロテスタントは帝国の拡大に積極的に関わっていたが、多数派のカトリックは先述のカトリック差別などの影響もあって、一般兵卒かあるいは海外移民という形でしか帝国の恩恵を享受することができなかったのである (Devine 2008)。

分離独立の動きに関する違いをもたらした第三の点として、アイルランドとスコットランドの経済構造の相違が与えた影響を指摘できる。一八世紀に産業革命が起こるまでは、アイルランドもスコットランドも基本的に農業中心の経済であったが、産業革命後のスコットランドが急速に工業化を進めたのに対して、アイルランドでは農業、それもプロテスタントの大地主がカトリックの小作人を搾取する旧態依然の経済構造が継続することになった。その結果、スコット

ランドはイギリスが支配する帝国の広大な市場を背景として急速な経済発展を遂げるようになったのに対して、アイランドでは経済停滞が続いていたのである。しかも、小作人を中心とする大多数の農民の生活に多少の改善が見られるどころか、一八四五年のジャガイモ凶作によって引き起こされた大飢饉、いわゆるジャガイモ飢饉で一〇〇万人を超える人々が餓死したことが象徴的に示しているように、生存することさえ困難な状況が広がっていたのである。このように国家合同や帝国によって目に見える恩恵を受けたスコットランドでは分離独立を求める動きがほとんど見られなかったのに対して、帝国の恩恵をほとんど受けることのなかったアイランドにおいて、イギリスに対する反発が強まったのは当然であったと言えるかもしれない (Beav 2007, 175-230)。ちなみに、アイランドで唯一工業化が進み、経済発展を遂げた地域は、現在北アイルランドとして連合王国に残留している。残留の理由は北アイルランド住民の多数派が宗教的に南のカトリックとは異なるプロテスタントであったということが大きい。イギリスの中で経済発展や帝国のもたらした経済的恩恵の果たした役割も少なくなかったとすることができよう。

四 分離独立の政治——なぜ先進国では分離独立が見られないのか

第二次世界大戦が終結した一九四五年に国際連合が発足することになるが、そのときの加盟国、いわゆる原加盟国は五一カ国であった。それが現在では一九〇カ国を超える国々が国連に加盟するようになってきている。なぜこのように国連加盟国が増加したのかということについては、戦後独立を達成した旧植民地の国々が数多く国連に加盟したことが大きかったと言えるだろう。このように、戦後に世界各地で新興独立国家が誕生したことが表しているように、ある特定の地域に住む住民が自分たち自身の国家を持つことを望むナショナリズムの動きが強く見られた場合には、結果として新

たな国家の誕生に至るのは決して珍しいことではなかった (Young 1994a)。それは、東西冷戦終結後に、旧ソ連や旧ユーゴスラヴィアの支配下にあった地域においてさまざまな国家が誕生したことにより再確認されたと言えるだろう。また、長い間内戦が続いていたアフリカのスーダンでは、二〇一一年に住民投票における圧倒的多数の承認を経て南スーダンが分離独立を果たし、一九三番目の国連加盟国となっている。

このようにかつてヨーロッパ諸国の植民地になっていたアジアやアフリカにおいて数多くの独立国家が誕生し、また旧ソ連および旧ユーゴスラヴィアからもさまざまな独立国家が発生することになったわけであるが、欧米や日本などいわゆる先進国を構成する地域の中から分離独立が達成された例は、少なくとも第二次世界大戦後は見受けられない。二〇一四年九月一八日の住民投票でスコットランドがイギリスから独立することを決定したならば、先進国の中から分離独立を果たす戦後初めての例として注目されたのかもしれないが、そもそもなぜ先進国では分離独立がなかなか見られないことがないのだろうか。

日本では分離独立を求める動きはほとんど見られないと言つてよいかもしれないが、欧米の先進国では、イギリスのスコットランドやカナダのケベック、スペインのカタルーニャやバスクなどのように、分離独立運動が比較的盛んなところが少なくない。ただ、実際に分離独立を遂げたアジア、アフリカの国々や旧ソ連、旧ユーゴスラヴィアから分離独立した国々とは違って、スコットランドやケベックなどの地域では、独裁体制による抑圧や弾圧から逃れるため、あるいは、宗教的な対立の問題を解決するために分離独立が求められているわけではないので、住民が分離独立の是非を検討する際には経済的な要因が大きな判断材料となっている。一言で言うと、民主主義が機能している先進国では、深刻な人権侵害などにより既存の体制に対する政治的な不満が爆発して分離独立に至るケースは考え難いので、分離独立は経済的に得なのかあるいは損なのかといういわば「損得勘定」が、住民の選択を大きく左右することになる、と考えら

れるのである。

このように、先進国においては分離独立の是非を問う住民投票の最大の争点は、経済に関係する争点となる。そして、分離独立賛成派は、独立によって経済が独立前よりも豊かになることを強調して、住民の支持を獲得しようと努力することになる。それに対して、分離独立反対派は、分離独立がもたらす経済的なコストを強調して、住民に分離独立を支持しないように働きかけるのである。

ここで注目すべきなのは、経済関連の争点について、分離独立反対派は賛成派に対して基本的に有利な立場に立っているということである。住民投票で一票を投じる有権者からすれば、分離独立への反対投票は、いわば現状維持への投票であり、反対投票がもたらす経済的な意味も比較的明確であると認識されることになる。簡単に言えば、現状とさほど変わらない経済状況が続くことになるだろう、ということが想像されることになるのである。それに対して、分離独立への賛成投票は、独立という不確かな将来に賭けるいわばギャンブルを意味しているので、経済的なメリットよりもコストの方に目が行きがちになるのである。また、分離独立は政治的にも社会的にも大きな変化をもたらすことになるため、それが一時的なものであれ経済的にも大きな混乱を引き起こすであろうということは、一般の住民にとっても容易に想像がつくだろう。それゆえ、分離独立による経済的な利益についてよほど確信しているのでなければ、住民投票で賛成投票するのはかなりの勇気を伴う行為であると思われるのである (Young 1994b)。

さらに、分離独立後の政治状況に関わる争点でも、分離独立反対派は賛成派に対して有利な立場に立っているとすることができると言える。ある地域が分離独立を遂げた場合、新規独立国が良好なスタートを切れるかどうかは、その国がそれまで所属していた国 (継承国家) との関係にかかっていると、と言っても過言ではない。たとえば、スコットランドがイギリスから独立すると、独立国となったスコットランドと残されたイギリスとの間でどのような関係が結ばれるのか、と

という問題がスコットランドの行く末を大きく左右することになるのである。特に、独立前までの円滑な経済関係が維持されるのか、あるいは、外国となったスコットランドに対してイギリスが何らかの経済的な障壁を築くのかでは、大きな違いが出てくるのは明白であると言えよう。

その点を踏まえて、分離独立反対派は、住民投票で独立への反対を呼びかける理由として、分離独立が実現しても残された継承国家が新規独立国との間での経済関係を独立前と同じように緊密に保つ保障はどこにもない、ということ強調するのである。そして、分離独立後の最悪のシナリオとして、継承国家が新規独立国に対して経済制裁を行う可能性も否定しない、という脅しに近い将来像をちらつかせる場合も考えられるだろう。

それに対して、分離独立賛成派は、経済制裁のような脅しは分離独立住民投票が実施される前の反対派の戦略としては合理的であるが（独立への反対票を増やすため）、いったん住民投票において賛成多数で分離独立が実現した後に、そのような脅しを継承国家が現実には実施するのは合理的ではないと主張する。なぜなら、継承国家が新規独立国に対して経済制裁を行えば、独立国の経済だけでなく、継承国家の経済にも大きな打撃がもたらされるからだ、というわけである。それゆえ、住民投票が行われる前の反対派の脅しは、単なるブラフ（はったり）にすぎず、分離独立が実現した暁には、お互いの経済的利益にもとづいて、継承国家と新規独立国の間で独立前と同じように緊密な経済関係が維持されることになる、と賛成派は主張することになる。

さて、以上のように、分離独立実現後の継承国家と新規独立国との経済関係について、分離独立反対派と賛成派はまったく異なる見通しを示すことになる。両者の見通しのうち、どちらがより説得的、もしくは信頼できる見通しであると言えるのだろうか。一見すると分離独立賛成派の主張、すなわち独立後も緊密な経済関係が継続するという見通しが実現するようにも思われる。なぜなら、お互いの経済的利益にもとづいて考えれば、たしかにそれが「正解」であると

することができるからである。

しかし、分離独立という大きな政治的ショックを伴う出来事が起こった後に、必ずしもそのような経済的利益にもとづいて冷静な判断がなされるとは限らない。たとえば、分離独立によって残された継承国家の住民が、新規独立国に対する反発からその国の商品やサービスのポイコットを行う可能性は否定できないだろう。また、新規独立国の中に工場や営業所を有する継承国家の企業が、両国の経済関係の悪化を恐れて撤退する可能性も否定できないのである。こうした一般住民や民間企業の行動は、継承国家の政府が新規独立国との経済関係を良好に保つことを願っていたとしても、強制的にストップをかけるわけにはいかないとすることができる。

また、継承国家が分離独立の実現によってその領土の一部を喪失することは、大規模な政治危機を引き起こす可能性も考えられる。それまで政権を担当していた与党や首相が、領土を失ったことへの有権者の怒りの前に退陣を余儀なくされる事態も十分に考えられるだろう。また、それに代わる新たな首相の選出や新しい政権枠組の構築には、かなり時間がかかる可能性も十分にあると思われる。このように分離独立後に継承国家の政治過程が一定期間にわたって混乱を極めると、新規独立国との間でどのような経済関係を築くのかという問題は、後回しにされざるを得ないだろう。以上のように、分離独立が実現した後の流動的な政治状況を考えると、住民投票で一票を投じる有権者からすれば、賛成派の主張は希望的観測のように聞こえるのではないかと、と言っても過言ではないかもしれない (Young 1994b)。

上述のように、分離独立後の経済に関する争点でも、また政治状況に関する争点でも、分離独立反対派が賛成派に対して基本的に有利な立場に立っていることが、先進国において分離独立がなかなか見られない大きな理由となっているのではないかと思われる。スコットランドの分離独立の是非を問う住民投票においても、スコットランド国民党 (SNP : Scottish National Party) などの分離独立賛成派の勢力が反対派に対してなかなか優位に立てなかったのは、分離

独立住民投票における賛成派の議論と反対派の議論の構造的な関係、すなわち反対論の賛成論に対する優位に一因があると言うことができる。

五 分離独立住民投票 (一) カナダ、ケベック州の経験は何を意味するのか

アメリカ合衆国の北隣に位置する国としてカナダがある。そのカナダを構成する一〇州の一つがケベック州である。カナダの東部に位置するケベック州は、面積が約一五四万平方キロで日本の四倍以上あるが、人口は約七八〇万人と大阪府よりもやや少ない程度となっている。かつてイギリスの植民地であったカナダの中では、ケベックは他の地域とは違って独特の存在であると言いうことができる。ケベックはもともとフランス系の入植者によって形成された植民地が起源となつているのである。その後、一八世紀後半の七年戦争でケベックはイギリス軍に占領されることになった。戦後の講和条約によつてケベックはイギリス領となり、現在までカナダの一州となっている。なお、ケベックがイギリス領となつた際、イギリスはケベックのフランス系住民の反発を和らげるために、フランス語の使用やカトリックの信仰、そしてフランス文化を温存することを容認した。その結果、現在でもケベック州の住民の約八割が主にフランス語を話す人々で構成されていて、フランス語はケベック州の公用語であり、カナダ全体でも英語と並んで公用語となっている(竹中、二〇一四)。

イギリスの植民地に編入されて以来、ケベックではフランス系の言語や宗教、文化の温存に対する寛容な対応の影響もあって、カナダからの分離独立を求める動きはそれほど強く見られることはなかった。ところが、二〇世紀後半になつてケベック州の分離独立を求める勢力が台頭するようになり、やがて分離独立賛成派の政党であるケベック党 (Parti

Quebecois) に結集するようになった。ケベック党は一九七六年のケベック州議会選挙で勝利し、ケベック州において初めて政権を担当することになる。そして、このケベック党政権の下で、一九八〇年にカナダからのケベック州の分離独立の是非を問う住民投票が実施されたのである。五月二〇日に行われた住民投票の結果は、分離独立に反対が五九・五〇%、賛成が四〇・五〇%となり、ほぼ二〇ポイントという大差で分離独立が否決されることになった (House of Commons Library 2013, 8)。

住民投票キャンペーン中には、一時賛成が反対を上回る世論調査結果が出たこともあったが、二〇ポイント差という大差での否決をもたらした主な要因として、カナダの連邦政府によるケベック州に対する約束が挙げられる。このときカナダの首相を務めていたのは、ケベック州出身のフランス系カナダ人ピエール・トルドー (Pierre Trudeau) であった。トルドー首相は、住民投票において分離独立が否決されたとしても、それは必ずしも現状維持を意味するのではなく、ケベック州の人々が求めている自治権拡大を実現するということを約束することになったのである。ケベック州の分離独立の主張に引きつけられた人々の中には、トルドー首相の自治権拡大の約束を信じて反対投票に回った部分も少なくなかったとされている。

ところが、ケベック州の自治権拡大を含むカナダ憲法改正の試みは、一九八〇年代後半と一九九〇年代前半の二度にわたって、予定された自治権拡大の内容は十分ではないとするケベック州の反対や、ケベック優遇に反発するその他の州の反対を乗り越えられずに挫折することになる。その結果、ケベック州ではカナダからの分離独立を求める動きが再び活発になっていったのである。一九九四年の州議会選挙において分離独立賛成派のケベック党が政権に復帰し、翌一九九五年に再び分離独立の是非を問う住民投票が実施されることになった。この一九九五年の住民投票キャンペーンが始まった時点では、世論調査においてケベック州の分離独立への反対が賛成をやや上回っていたが、住民投票の投票日

が近づくにつれて接戦となり、賛成票が多数を占めるのではないかという見方が次第に強まっていた。実際の投票結果は、まさに接戦を反映した結果となった。分離独立に反対が五〇・五八％、賛成が四九・四二％で、賛否の差がわずか一ポイント差、票数にすると五〇〇万票ぐらいの総投票数のうち、わずか五万四千票程度の票差で、分離独立が否決されたのである (House of Commons Library 2013, 22)。これは、もし分離独立に反対票を投じた人々の中から、三人弱ぐらいが反対票ではなく賛成票を投じていれば、ケベック州の分離独立が可決していたわけで、まさに薄水を踏むような結果であったと言えるだろう。

それでは、一九九五年に行われたケベック州のカナダからの分離独立に関する二度目の住民投票において、分離独立が実現する瀬戸際にまで至るような僅差での否決という結果になった理由については、どのように考えることができるのだろうか。

まず確認できるのは、一九八〇年に行われた一度目の住民投票から一九九五年に行われた二度目の住民投票までの間に、ケベック州の住民のアイデンティティが、自分はカナダ人であるというよりもケベック人であるという意識が特に強まる傾向は見られなかったということである。言い換えれば、この間、ケベック人としてのアイデンティティが急速に強まった結果、二度目の住民投票で分離独立が可決する寸前にまで至った、というわけではないのである。

先に、なぜ先進国では分離独立が見られないのか、ということについて検討した際、先進国における分離独立問題では経済的な要因が大きな位置を占めることに注目した。一九九五年に実施されたケベック州での住民投票では、まさに経済的な争点をめぐって分離独立賛成派が住民のかなりの部分を説得することに成功したことが、賛成票の拡大に貢献したとすることができる。たとえば、カナダからのケベック州の分離独立がもたらす経済面での短期的影響と長期的影響について問われた際に、多くの住民が短期的には経済的な悪化が見られても、長期的には経済発展が達成できるとい

う前向きな見通しを持つようになっていたのである。言い換えると、分離独立賛成派の主張、すなわち分離独立は混乱なく比較的スムーズに達成できるとか、独立後もカナダとケベックの間には密接な経済関係が維持されるのでケベックの経済は安定して発展するなどの主張が、住民投票において分離独立が可決する寸前のところまで至る結果をもたらすうえで、大きな後押しをしたと見る事ができるのである。

それでは、なぜ一九九五年の住民投票において、基本的に分離独立反対派が有利な立場に立つとされる経済に関わる争点で、分離独立賛成派がほぼ互角の戦いをする事ができたのだろうか。その理由として挙げられるのが、住民投票に関する分離独立反対派の戦略に関わる問題である。そもそも、この住民投票は分離独立を目指すケベック党がケベック州の政権を獲得したことにより実現することになった。すなわち、ケベック党が分離独立を実現するための手段として、カナダ連邦政府の反対にもかかわらず、ケベック州において分離独立の是非を問う住民投票の実施を一方的に決定したのである。当時、カナダの連邦政府は、かつてのトルドー首相と同じくケベック州出身のフランス系カナダ人のジャン・クレティエン (Jean Chrétien) 首相を中心とする自由党が政権を握っていた。また自由党はケベック州でもケベック党に対抗する野党第一党であったので、住民投票における分離独立反対派の中心となったのも自由党であった。クレティエン首相と自由党指導部は、ケベック州における分離独立住民投票の実施に反対してきたことから、住民投票キャンペーンのフォーマット、特に住民投票の「問い」の文言を強く批判することになった。何が問題にされたかという点、シンブルにカナダからのケベック州の分離独立の是非が問われたわけではなく、ケベック独立後のカナダとの間での新たな政治的、経済的パートナーシップにもとづいて独立することの是非を問うという、分離独立反対派の立場からすれば非常に不明確な文言になっていたところであった。いわば、ケベック州がカナダから「分離して独立」するのではなく、「分離しないで独立」するように聞こえる文言であったことが、住民投票で一票を投じる有権者を混乱さ

せることになるというのが、クレティエン首相や自由党の批判だったのである。ちなみに、なぜこのような「問い」の文言になったかと言えば、分離独立後のケベックの行く末について不安を抱く人々に安心して賛成投票させるための手段として、分離独立賛成派のケベック党によって「パートナーシップ」に関わる文言が付け加えられたからであった。その意味では、クレティエン首相の批判的射を射ていた側面はたしかにあった (Keating 2001, 82-97)。

しかしながら、住民投票キャンペーンの中で、このような住民投票の文言に関する批判が、反対派の運動を展開する上で足かせになったのである。先述のように、先進国における分離独立問題では経済的な要因が決定的な重要性を持っていると考えられる。そこで、分離独立反対派の立場に立てば、分離独立は経済的に大きなマイナスとなることを住民に対して強くアピールしなければならない。ケベック州における一九九五年の住民投票では、クレティエン首相や自由党政権が住民投票の文言について強い批判を展開していた経緯があったために、住民投票において賛成多数の結果となった場合に、連邦政府がケベック州の独立を承認するかどうか、という点について明確に回答することはなかった。住民投票で分離独立が賛成多数となった場合に連邦政府としてどうするのか、と何度も問われたにもかかわらず、クレティエン首相は不明確な文言にもとづいて実施される住民投票の民主主義的正統性を批判する一方、ケベック州の住民はカナダの一員であり続けることを選択するに違いないとして、賛成多数の結果が出ること自体を否定し続けたのである。また、「もし住民投票で賛成多数となったらどうするのか」といった仮定の質問には答える必要はないなどの態度も見られた (Young 1999, 53-57)。

住民投票において分離独立が承認されるシナリオを頭から否定するクレティエン首相など分離独立反対派の戦術は、振り返ってみると反対派の最大の攻撃手段を奪うことになった言っても過言ではない。なぜなら、分離独立住民投票の最大の争点である経済問題に関して、賛成派に対する攻撃の手を緩める結果をもたらしたとすることができるからであ

る。住民に対して分離独立の経済的デメリットを強調するためには、いったん分離独立が実現するシナリオを想定した上で、それが住民にとっていかに経済的な損害をもたらすことになるのか、ということを確認に目に見える形で指し示すことが決定的に重要である。しかしながら、クレティエン首相など分離独立反対派は、ケベック州が分離独立するシナリオを初めから否定することにより、住民に対して分離独立の経済的デメリットを十分に意識させることができなくなつたとすることができると言っている。

経済的な争点に関する分離独立反対派の主張は、カナダからケベック州が分離独立することは経済的な不安定をもたらすことになるので、そのような不確実な将来を選択するのは賢明ではない、というような一般的、抽象的なものにとどまることになつた。その結果、分離独立賛成派が、経済的不安定に関する反対派の主張は単なるブラフ（はったり）にすぎない、住民投票で分離独立が承認されればカナダの連邦政府はケベックとの間で独立前と同じように緊密な経済関係を維持することになる、なぜならそれがカナダとケベックの相互の経済的な利益だからだ、という主張を展開するのに対して、反対派による有効な反論は展開されなかつたのである（Young 1999, 48-52）。

一九九五年一〇月三〇日の投票日が近づくとつれて、次第に賛成派が優勢になつていゝのではないかという見方が強まり、世論調査においてもそのような結果が出るようになった。このように住民投票キャンペーンの終盤になつて分離独立が可決される可能性が高まる中、追い詰められたクレティエン首相と分離独立反対派は二つの対応をとることになつた。一つは、それまでカナダ憲法における連邦制のシステムはケベック州の独自性を十分に反映できるほど柔軟なので連邦制の改革については考えていないという立場をとつてきたのを、ケベック州へのさらなる自治権拡大を約束することになつたのである。まさに一九八〇年の住民投票でトルドー首相が行つたのと同じような方策、すなわち住民投票で分離独立を否決すればケベック州への自治権拡大実現に向けて努力するという立場を打ち出すことにより、住民投票

での反対票の底上げを狙ったわけである (Young 1999, 58-59)。

分離独立反対派のもう一つの対応は、ケベック州の内外に住んでいる人々を集めた一〇万人規模の大規模なカナダ団結集会 (Unity Rally) を開いて、ケベック州のカナダへの残留を強く呼びかけたことであった。住民投票において分離独立の是非を決めること自体はケベック州の住民が決定する事柄であるが、ケベック州以外の人々もケベックの分離独立の影響を受けざるを得ないので、彼らにケベック州の住民に対してカナダから離脱しないように呼びかけさせたわけである。なお、カナダ各地から多くの人々をケベック州で行われた団結集会に参加させるために、航空会社や鉄道会社、バス会社などが格安のチケットを販売する一方、団結集会に参加できないカナダ人には電話会社がケベック州向け無料通話サービスを提供して、ケベック州住民に対してカナダ残留を呼びかける手助けをすることになった (Keating 2001, 82-97)。このような住民投票キャンペーン終盤での分離独立反対派によるなり振り構わない対応が、最終的には分離独立反対票が僅差で賛成票を抑える結果につながったと言えるかもしれない。

六 分離独立住民投票 (二) スコットランド独立に向けた困難なハードル

分離独立が実現する際、住民投票による承認を経て独立する場合もあるが、そうでない場合も少なくない。たとえば、一九九三年一月に東ヨーロッパのチェコスロヴァキアがチェコとスロヴァキアという二つの国家に分離した、いわゆる「 Velvet Divorce」⁽⁷⁾の際には、いずれの側でも分離独立をめぐる住民投票は行われなかった。チェコとスロヴァキアの主要政党が国家の二分割に合意した結果、住民投票を行わずに分離独立が実現したわけである (Young 1994a)。

しかしながら、二〇一一年にスーダンから分離独立を遂げた南スーダンでは、国連の監視下で分離独立の是非をめぐって住民投票が行われ、圧倒的多数の賛成によって独立を達成したように、近年では住民投票の手続きをとる場合がよく見られるようになってきている。スコットランドの分離独立を旨とす政党、スコットランド国民党（SNP）も分離独立の是非を住民投票によってスコットランドの人々に問うことを公約として掲げてきた。そして、二〇一一年のスコットランド議会選挙でSNPが過半数議席を獲得した結果、スコットランドにおいて分離独立をめぐる住民投票が実施されることになったわけである（Mitchell, Bennie and Johns 2012）。

ただ、法的に言えば、分離独立をめざしていたSNPがスコットランド議会で過半数議席を獲得したことにより、分離独立をめぐる住民投票を合法的に実施できるようになったわけではないことに注意しなければならない。なぜなら、イギリスすなわち「グレート・ブリテンおよび北アイルランド連合王国」の国家構造に関する権限は、権限移譲を定めた一九九八年スコットランド法にもとづいて、スコットランド議会ではなくイギリスの国政に携わるウェストミンスター議会が持っているからである。それゆえ、スコットランド議会で過半数議席を有するSNPには、分離独立住民投票を実施する民主主義的正統性があつたと言えるかもしれないが、そのような住民投票を実施する法的な権限があつたわけではなかつたのである（Lynch 2013, 283）。

そこで、スコットランドのSNP政権とイギリスの保守党と自由民主党の連立政権の間で分離独立住民投票をめぐる交渉が行われ、住民投票は合法で公正なものでなければならぬという点について両者が合意することになった。その結果、二〇一二年一〇月一五日に、スコットランド首相のアレックス・サーモンド（Alex Salmond）とイギリス首相のデイヴィッド・キャメロン（David Cameron）との間でエディンバラ協定が結ばれた。このエディンバラ協定によって、二〇一四年中に住民投票を実施すること、住民投票で問われる文言については独立機関である選挙委員会が責任を

持つて明確な内容とすること、そして、スコットランド政府とイギリス政府は住民投票の結果を尊重することが合意されたのである (HM Government and the Scottish Government 2012)。

ちなみに、住民投票で投票できる有権者資格は、イギリスの通常の有権者資格である一八歳以上の男女ではなく一六歳以上の男女に引き下げられることになった (The Scotsman, 28 June 2013)。有権者資格を持つ年齢の引き下げについて以前からSNPは積極的な態度をとっていたが、スコットランドの未来を担う一六歳や一七歳の若者にとつて大きな意味を持つ分離独立住民投票において一票を投じる権利を拡大することについては、労働党など他の政党も賛成に回ることになった。

さて、先ほど見たカナダのケベック州の事例と比べると、スコットランドにおける分離独立住民投票は大きな違いがある、ということに気づかされることになるだろう。すなわち、ケベック州の住民投票については、その合法性や文言の不明確さについてカナダのクレイエン首相や連邦政府が厳しい批判をすることになったのに対して、スコットランドの住民投票については、投票が行われる前にイギリス政府とスコットランド政府の間でエディンバラ協定という形の合意が成立し、それを受けて合法的かつ明確な文言でスコットランドの分離独立の是非が問われることになったのである。ちなみに、イギリスの選挙委員会によって提示された住民投票の「問い」の文言は、次のようにシンプルかつ明快なものであった。「スコットランドは独立国となるべきか (Should Scotland be an independent country?)」 (The Electoral Commission 2013, 33)。

さらに、住民投票で分離独立賛成票が多数となった場合の対応についても、カナダ政府とイギリス政府の立場は対照的なものであった。カナダのクレイエン首相は住民投票において分離独立が可決した場合にどうするのか、という仮定の質問には答えない姿勢をとり続けたのに対して、イギリスのキャメロン首相は分離独立に賛成多数という結果が出

た場合には、スコットランドの人々の判断を尊重して独立を承認することを明言していたのである (The Scotsman, 16 October 2012)。

以上のような住民投票の実施をめぐるカナダとイギリスの中央政府の対応の違いは、分離独立反対派の住民投票キャンペーンにおける戦術に大きな影響を与えることになった。上述のように、カナダでは住民投票キャンペーンにおいてケベック州の分離独立が実現するシナリオを否定することによって、ケベック独立後の経済的なデメリットを強調することが困難になってしまったのに対して、イギリスでは住民投票の結果次第でスコットランドが独立することを認めることにより、反対派は独立後の経済的なデメリットについて多様な側面から指摘することができるようになったのである。これによってスコットランドでは、分離独立住民投票の最大の争点である経済に関わる問題で、分離独立反対派がかなり有利な立場を占めることになったと言えるだろう。

それでは、スコットランドの分離独立をめぐる住民投票では、どのような争点をめぐって分離独立賛成派と反対派が対立していたのだろうか。以下では、分離独立住民投票の主要な争点であるEU加盟問題と通貨問題を取り上げて、検討してみることにしよう。

さて、そもそもスコットランドは独立国となることができるのだろうか。この点に関しては、分離独立賛成派のSNPはもちろん、スコットランドの分離独立に反対するキャメロン首相も認めていた。たしかに、人口六〇〇万人を超えるイギリスやフランスに比べれば、五〇〇万人を少し超える程度のスコットランドが独立すれば、小国となることに間違いはないかもしれない。しかし、EUに加盟しているヨーロッパの国々の中で、スコットランドが特に小さい部類に属するというわけではない。△表1-1Vが示しているように、EU加盟国の中で独立したスコットランドは人口が少ない方の国とはなるが、それでもアイルランドよりも人口が多く、フィンランドやデンマークとほぼ同程度の人口となっ

<表-1> スコットランド独立と EU 加盟国の人口および面積

	人口 (万人)	面積 (万平方キロ)
マルタ	42	0.03
ルクセンブルク	55	0.26
キプロス	86	0.93
エストニア	131	4.5
スロヴェニア	206	2.0
ラトヴィア	219	6.5
リトアニア	297	6.5
クロアチア	428	5.6
アイルランド	459	7.3
スコットランド	533	7.8
スロヴァキア	541	4.9
フィンランド	543	33.8
デンマーク	562	4.3
ブルガリア	732	11.1
オーストリア	845	8.4
スウェーデン	956	45
ハンガリー	990	9.3
ポルトガル	1,049	9.2
チェコ	1,051	7.9
ベルギー	1,120	3.0
ギリシャ	1,132	13
オランダ	1,679	4.2
ルーマニア	1,904	23.8
ポーランド	3,853	32.3
スペイン	4,672	50.6
イギリス	5,877	16.6
(※スコットランド除く)		
イタリア	5,940	30.1
フランス	6,582	54.4
ドイツ	8,052	35.7

出典 外務省ホームページ、各国・地域情勢 (<http://www.mofa.go.jp/mofaj/area/index.html>)、2014年7月25日参照。Iain McLean, Jim Gallagher and Guy Lodge, *Scotland's Choices*, 2nd edition (Edinburgh: Edinburgh University Press, 2014), p. 33.

ている。その意味では、もし独立を達成すれば、スコットランドは北欧の小国と同じような規模の国になるわけである。住民投票で一票を投じるスコットランドの人々にとつての問題は、スコットランドが独立国となることが可能かどうかではなく、イギリスにとどまるよりも独立する方が望ましいのかどうか、そして、もつとあからさまに言えば、イギリスからの独立は得なのか損なのかということに尽きる、と言っても言いすぎではなかったのである。

住民投票において分離独立賛成多数という結果が出ていたならば、スコットランドがイギリスから独立する帰結もたらされただろう。それは、スコットランドが新規独立国となる一方で、残されたイングランド、ウェールズ、北アイルランドが、それまでのイギリス、すなわち連合王国を引き継ぐ継承国家となることを意味する。そのことは、継承国であるイギリス、もしくはイングランド、ウェールズ、北アイルランド連合王国は、国連やEU、NATOなど、これまでイギリスが加盟していた国際機関における加盟国としての資格を維持するのに対して、新規独立国のスコットランドは、国連などさまざまな国際機関に対して新たに加盟の手続きが必要になることを意味していたのである。このうち国連加盟については、二〇一一年に独立した南スーダンが比較的スムーズに加盟を認められたということから、スコットランドの加盟についてもさほど問題はないと思われる。しかしながら、EUやNATOなどへの加盟については、国連加盟ほどスムーズに実現するわけではないと見られていた (Fleming 2014)。

スコットランドが独立した場合、最も重要な国際的な関係がEUであることは間違いない。もちろん、独立したスコットランドがEUに加盟しない道を選ぶこともできるわけだが、SNP政権をはじめとして、スコットランドの分離独立を求める人々の多くはEU加盟がスコットランドの利益になるとしていた。なお、SNPは当初、EU加盟国であるイギリスから分離独立するスコットランドは、自動的にEU加盟国となることができるという主張をしていたが、現実には自動的なEU加盟はほぼ不可能であることが明らかなために主張を改めることになり、新規独立国のスコットラン

ドをEUの側は歓迎し、比較的短期間でEU加盟が達成されると主張するようになった (Torrance 2013, 124-138)。

スコットランド独立に向けた青写真を示したSNP政権の政府白書によれば、二〇一四年九月一八日の住民投票で賛成多数の結果が出て、二年後の二〇一六年中に独立を達成することになっていた。二〇一六年中の独立と同時にEU加盟も達成することで、スコットランドが一時的にEUの非加盟国となる期間をなくすることができることとされていたのである (The Scottish Government 2013, 220)。要するに、スコットランドは二〇一六年まではイギリスの一部として、そして、二〇一六年以降は新規加盟国としてEUの域内にとどまりつづけるというわけである。

これまで既存のEU加盟国が分裂することによって新たな独立国家ができた事例は見られないので、スコットランドの分離独立に伴ってEUがどのような対応をするのかは明らかではなかった (Kenedy 2014)。ただ、一九九〇年の東西ドイツ統一のように分裂していた国家が統一した場合には、それまでEUの域外であった東ドイツの加入について比較的柔軟な対応が見られたことから、スコットランドのEU加盟についてもスムーズな進展が期待できるとい見方もあった。しかし、EUへの新規加盟が実現するためには、既存のすべての加盟国の承認が必要ことから、イギリスと同じように国内に分離独立問題を抱えているスペインなどの加盟国が、自国の分離独立派を牽制するためにスコットランドのEU加盟をある程度妨害する可能性は否定できないところがあった (Walker 2014)。少なくとも、スコットランドのEU加盟をスムーズかつスピーディーに実現することは、スペイン国内のカタルーニャやバスクなどの分離独立派を勢いづけかねない危険性があるために、スペインとしてはスコットランドのEU加盟交渉について消極的な姿勢をとらざるを得ないようにも考えられていた。

さて、EUに新規加盟が認められるためには、いわゆるコペンハーゲン基準を満たさなければならない (辰巳、二〇一二年、二四六―二四七頁)。コペンハーゲン基準は、民主主義、法の支配、人権などの政治的条件、機能する市場経

済などの経済的条件、そして、アキ・コミユノテルと呼ばれる膨大なEUの法体系に関わる法的条件などによって構成されているが、スコットランドはすでにEU加盟国であるイギリスの一部であることから、コペンハーゲン基準を満たすのに大きな問題はないように思われるかもしれない。ただし、一つ難しい問題として挙げられるのが、EUに新たに加盟する国は、EUの通貨同盟を受け入れること、すなわちユーロへの参加を義務づけられているという点である。現在、イギリスはユーロに参加していないが、それはEUを設立したマーストリヒト条約においてユーロに参加しない権利、すなわちオプト・アウトの権利を獲得したことにもとづいている（力久、二〇〇三年、五一頁）。

近年のユーロ圏債務危機などの影響で、イギリスではユーロ参加への反対が圧倒的多数になっているが、スコットランドでも同じような状況が見られている。そのため、SNPは、かつてはスコットランドが独立した暁には、EUの単一通貨ユーロを採用するとしていたが、最近のユーロ不人気の影響もあってユーロ参加を否定するようになった。しかしながら、EUへの加盟を新たに求めるスコットランドに対して、ユーロ参加に関してイギリスと同様のオプト・アウトがすんなり認められるとは考え難いところがあった。独立を遂げたスコットランドが、すぐにユーロを導入するのは実際的には無理であるが、近い将来ユーロに参加するというコミットメントを示すことがEU加盟の条件となる可能性は十分予想できるものであった。なお、住民投票で分離独立が承認された場合に、スコットランドの人々の間で不人気なユーロ参加を受け入れる妥協をしてまでEU加盟を追求するのか、あるいは、ユーロ参加を嫌ってEU非加盟の道を選ぶのか、という問題について、SNPの態度は明確なものとは言い難いところがあった。

ところで、イギリスがEUから認められているオプト・アウトはユーロ参加にとどまらない。欧州統合に消極的な態度が顕著なイギリスは、EUのさまざまな政策分野で自国にとって望ましくないと考えるEU法について適用除外を獲得しているのである。たとえば、EUではいわゆるシェンゲン協定にもとづいて、EU域内であればパスポートのチェ

ツクなしに自由に国境を越えることができるようになってきているが、イギリスはアイルランドとともにシェンゲン協定からオプト・アウトして、二国間で共通旅行圏 (Common Travel Area) を構成しているのである。それにより、イギリスとアイルランドの間ではパスポート・コントロールなしでの旅行が可能なのに対して、他のEU加盟国との間ではパスポート・コントロールが存在しているのである。独立したスコットランドが、イギリスと同様にシェンゲン協定からのオプト・アウトを獲得できるのかどうかは大きな問題であると言うことができる。もしスコットランドがシェンゲン協定に組み込まれれば、エディンバラからパリに行くのはパスポートが要らなくなるが、ロンドンに行くにはパスポートが必要になるのである。スコットランドとイングランドの間の交通の密度からして、パスポート・コントロールなどの国境管理が導入されれば、大きな混乱をもたらすと考えられていた。

また、オプト・アウトではないが、財政面でイギリスがEUの中で特別な扱いを受けている事例がある。イギリスは自国のEU財政に対する負担が大きすぎるとして、一九八〇年代のサッチャー政権の時期から恒常的に一定の還付金を受けられるようになった。ちなみに、なぜイギリスの負担が大きかったかといえば、当時は、そして現在でもある程度あてはまるが、EU財政のかなりの部分が農業保護に使われていて、フランスやスペインなど比較的農業が盛んな国は大きな利益を受けていたのに対して、イギリスのように経済に占める農業の割合がかなり小さな国はあまり利益を受けることができなかったということがあった。その結果、現在でもイギリスは年間三〇億ポンドを超える還付金をEUから受け取っているのである (HM Treasury 2013, 47)。すなわち、SNPはスコットランドが独立してもイギリスの還付金の一部を受け取ることができると主張してきたが、新規加盟国となるスコットランドにそのような特別な配慮がなされることは考え難いところがあった。そして、もしEU加盟に際してスコットランドが還付金を失えば、単純計算でスコットランドの国家財政は三億ポンドほど縮減することになっていたのである (McLean, Gallagher and Lodge 2014, 4041)。

住民投票で分離独立が認められた後、将来的にどこかの時点でスコットランドがEU加盟国となることには疑いはなかった。SNPが主張するように、スコットランドはすでにEU加盟国であるイギリスの一部となっているので、コペンハーゲン基準などのEU加盟に必要な条件を満たすうえでそれほど困難はないと考えられるからである。しかしながら、加盟までにどれぐらいの時間がかかるのか、そして、どのような条件で加盟するのか、特にユーロやシェンゲン協定への参加が義務づけられるのか、あるいは、EU財政からの還付金がなくなるのか、という問題については、スコットランドとイギリスを含めた既存のEU加盟国との交渉によって決まることになっていた。それゆえ、独立したスコットランドのEU加盟交渉の行方は不確定にならざるを得ないというのが正直なところだったのである。

スコットランドのEU加盟と結びついている問題であるが、スコットランドが分離独立後にどのような通貨を使うようになるのかという問題は、分離独立の経済的なメリット、デメリットの問題と深く関わっているとすることができよう。スコットランドがイギリスから分離独立を果たした場合、どのような通貨を採用するのかという問題は、独立国となつたスコットランドにとって経済的に最も重要な決定であると言われてきた (McLean, Gallagher and Lodge 2014, 46)。独立したスコットランドには大きく分けて三つの選択肢が存在していた。一つは、新しくスコットランド独自の通貨を作るという選択肢、二つめは、EU加盟が前提となるがEUの単一通貨ユーロを導入するという選択肢、そして、三つめは、それまでと同様に独立後もイギリスのポンドを使い続けるという選択肢である。

第一の選択肢、すなわちスコットランド独自の通貨を発行するというのは、不可能というわけではない。むしろ、スコットランドと同程度もしくはスコットランドよりも小さな経済規模の国でも、独自の通貨が使われている例は数多く見られるのである。たとえば、スコットランドとほぼ同程度の人口を持つデンマークは、ユーロに参加せず独自の通貨クローネを使用しているが、それによって困難が生じているわけではない。ただ、新たに誕生することになるスコット

ランドの独自通貨については、その導入後しばらくの間はイギリスのポンドや他の主要通貨との間で為替相場が安定せず、大きな変動が見られる恐れが強いと思われる。特に、スコットランドでは北海油田から多くの石油が産出されているので、石油価格の変動が通貨の為替相場を大きく変えることになると考えられていたのである。こうした為替相場の変動は、スコットランドにとって最も重要なイギリス、すなわちイングランド、ウェールズ、北アイルランドとの経済関係に混乱を引き起こし、その結果としてスコットランド経済に悪影響がもたらされることが予想されていた。

第二の選択肢、すなわちスコットランドがユーロを導入するの也有可能であるように見える。しかしながら、新たに独立国となったスコットランドがユーロを導入する手続きは、必ずしも明らかにはなっていない。EUではユーロ参加について、マーストリヒト条約で定められたいわゆる収斂基準が存在し、物価や金利、政府財政などの基準に関して、それらを満たした加盟国についてユーロの導入が認められることになっている。その収斂基準の中に、その国の通貨がEUの為替相場メカニズム (ERM: Exchange Rate Mechanism) に参加し、その中で他の加盟国の通貨に対して切り下げることなく二年以上一定の変動幅の中に収まること、という基準がある。スコットランドの場合、独立する前のイギリスの通貨ポンドは為替相場メカニズムに参加していないので、まずは独自の通貨を作って為替相場メカニズムに参加し、そのうえで二年以上にわたって為替相場の安定を達成することが必要とされていた。為替相場の基準に加えて、その他の基準についても満たしていれば、ようやくユーロへの参加が認められることになるのである (McCrone 2013, 5861)。近年のユーロ圏債務危機の影響でスコットランドではユーロ参加について消極的な見方が広がっている中で、このように大きな努力をしてまでユーロを導入することについては、分離独立派のSNPも立場を改めることになり、独立したスコットランドへのユーロ導入については消極的な態度を見せるようになった。

第三の選択肢、すなわち独立後もイギリスのポンドを使うには、大きく分けて二つのやり方がある。一つは、イギリ

スの承諾なしに、一方的にスコットランドの国内でポンドを使い続けるという方法である。世界の中にはこのような形で他国の通貨を自国の中で流通させている国がいくつか見られる。たとえば、アメリカのドルを使っている中米の国パナマや、EU加盟国ではないにもかかわらず国内でユーロを使用しているモンテネグロ（旧ユーゴスラヴィアから独立）などの国がある。しかし、このように他国の承諾もなしに一方的にその国の通貨を使用するのは、パナマやモンテネグロのように経済があまり発展していない国に限られ、スコットランドのように豊かで発展した経済を有するにもかかわらず、通貨についてそのような形態をとる国はない。また、スコットランドの経済は銀行などの金融業の占める比重がかなり高いのが特徴となっているが、スコットランドが使用する通貨に関して最終的な責任を担うべき中央銀行が存在しなければ、金融危機に対処するための主要な手段がないという危険が生じることになるという指摘もあった（イギリスの中央銀行イングランド銀行は独立したスコットランドの経済に対する責任を負わない）。

そのため、スコットランドが独立後もイギリスのポンドを使い続けるもう一つのやり方、すなわち独立したスコットランドとイギリスの間で現在のEUにおけるユーロ圏と同様の公式の通貨同盟を形成するというのが、独立に伴う経済的な混乱を最小限にとどめる策として推奨されることになるのである。また、これはSNP政権によって、独立後のスコットランドの通貨に関する立場として打ち出されることになった。SNPによれば、公式の通貨同盟の下で独立後もスコットランドがポンドを使い続けることが、スコットランドのみならずイギリスの経済的な利益にもなるとされているのである（The Scottish Government 2013, 110-112）。たしかに、同じ通貨を使い続けることにより、為替相場の変動などのリスクをなくすることができるので、独立後のスコットランドとイギリスの経済関係を良好に保つことができると考えられていた。

しかしながら、独立後のスコットランドとイギリス、すなわち残されたイングランド、ウェールズ、北アイルランド

で構成される連合王国との間での通貨同盟の形成は、スコットランドの一存で決定できる問題ではない。イギリスの側がスコットランドとの通貨同盟の形成（もしくは独立後の継続）を承諾しなければならないのである。そして、イギリス政府、すなわち保守党と自由民主党の連立与党に加えて、野党第一党の労働党も含め、イギリスの主要政党は分離独立後のスコットランドとの通貨同盟を否定することになった。イギリスの主要政党が、なぜスコットランドに引き続きポンドを使用することを認めなかったのかといえば、近年のユーロ危機が示したように、通貨同盟がうまく機能するためには銀行同盟（金融業に対する一元的な規制）、財政同盟、政治同盟が必要となるが、スコットランドが独立すれば、当然のことながら財政面、政治面での独自性が高まるので、ユーロ危機と同様のポンド危機が発生する危険が高まる、というのが主な理由であった。それゆえ、スコットランドが引き続きポンドを使い続けることを求めるのなら、分離独立をしないでイギリスに残留することが前提であり、もし独立するのであれば通貨についてはポンド以外の選択肢をとらなければならない、ということになるわけである（Osborne 2014; The Guardian, 13 February 2014）。

スコットランドの分離独立に反対する保守党、労働党、自由民主党の主要政党は、スコットランドの人々に分離独立してユーロその他の新たな通貨を選ぶのか、あるいは、イギリスに残ってポンドを使い続けるのか、非常に厳しい選択を迫っていたと言いうことができるだろう。

ちなみに、分離独立かポンドかというような分離独立反対派の二者択一に対して、SNPはそのような二者択一は住民投票キャンペーンにおける反対派の単なるブラフ（はったり）にすぎず、住民投票で独立が決まるとイギリス政府は立場を改めてスコットランドにポンド使用を認めるようになるかと反論することになった。なぜなら、それがイギリス自体の経済的な利益にもなるからだ、というのがSNPの主張であった。

さて、分離独立反対派の主張はブラフであるとかはったりであるという反論は、カナダからのケベック州の分離独立

を求めたケベック党の議論とほぼ同様のものであるとすることができる。しかしながら、ケベック州とスコットランドの事例で大きく異なるのは、スコットランドにおいては分離独立反対派が分離独立の可能性を認めた上で、独立に伴う経済的なデメリットを目に見える形で明確に示したところである。さらに、スコットランドの場合には、政党や政治家だけでなく、イギリスの中央銀行であるイングランド銀行の総裁や財務省の官僚からも、スコットランド独立後の通貨同盟はスコットランドとイギリス双方の利益にならないとする見解が示されたのである (HM Government 2014; Carney 2014)。こうして、少なくとも通貨問題に関する限り、SNPの反論にもかかわらず、スコットランドの人々は独立すればポンドを失うというシナリオを現実味を持って感じざるを得ないようになっていた。

おわりに

二〇一四年初頭に行われた世論調査によると、スコットランドのイギリスからの分離独立によって年間五〇〇ポンド(二ポンド＝一八〇円の為替レートで計算すると九万円になる)豊かになる場合に住民投票でどのような投票をするのか聞いた場合には、回答者の実に五二%が独立に賛成投票すると答えていた。それに対して、反対投票すると答えた割合は三〇%であった。先に、「分離独立は経済的に得なのかあるいは損なのかといういわば『損得勘定』が、住民の選択を大きく左右することになる」と述べたが、まさに経済的なメリットについて確信することができれば、スコットランドの人々は分離独立を支持する用意があったのである。

一方、経済的なデメリットが明らかな場合の投票行動意図について、世論調査は非常に明確な結果を指し示していた。分離独立によって年間五〇〇ポンド貧しくなる場合には、独立に賛成が一五%にまで激減し、反対が七二%と圧倒的に

なっていたのである。このように、分離独立賛成派としては、スコットランドが分離独立を遂げることにより人々の生活が目に見えて良くなることを説得できるかどうか、住民投票での賛否を逆転できるかどうかの鍵となっていたことが、よく分かる調査結果が示されていた (Curtis 2014)。

スコットランド独立をめぐる住民投票は、不透明なスコットランドの将来を象徴するような小雨まじりの曇天の下、二〇一四年九月一八日の午前七時より各地の投票所で一斉に開始された。分離独立問題に関する住民の関心の高さを反映して、午後一〇時に投票が締め切られたときには、スコットランドの有権者の実に八四・六%が投票を行っていた。この八四・六%という投票率は、二〇一〇年の下院議員選挙での六三・八%、二〇一一年のスコットランド議会選挙での五〇・四%をはるかに超えて、二〇世紀初頭に普通選挙が導入されて以来、スコットランドの各種選挙で史上最高の数値となった。そして、住民投票の結果は、独立に反対が二、〇〇一、九二六票 (五五・三%)、賛成が一、六一七、九八九票 (四四・七%) で、約一〇ポイント差でイギリスからのスコットランドの独立が否決されることになった (The Electoral Management Board for Scotland 2014)。これは投票日の二週間ほど前から世論調査において賛成派と反対派の支持率が拮抗するようになっていた状況からすれば、反対派の巻き返しがある程度成功した結果と見ることができ。本稿の議論をもとにして今回の住民投票の結果を一言でまとめると、「分離独立は経済的に損である」という損得勘定をした有権者がその逆の計算をした有権者を最終的に上回った、とすることができよう。

本稿では、スコットランドの分離独立住民投票の事例を取り上げて、アイルランドおよびカナダのケベックなどとの比較を通じて、戦後の先進国における分離独立運動が直面せざるを得ない困難の諸側面を明らかにした。

アイルランドとの比較では、アイルランドがイングランドの実質的な植民地としてさまざまな抑圧や差別の下におかれていたことが、結果として分離独立を求める動きを強化していったのに対して、国家合同後のスコットランドはイン

グランドのパートナーとして帝国のもたらす多大な恩恵を受けてきたことから、長期にわたって分離独立の動きが見られなかったことが明らかになった。

ケベックとの比較では、分離独立の瀬戸際にまで至った一九九五年のケベック分離独立住民投票の経験を踏まえて、スコットランド分離独立住民投票の特徴を浮き彫りにした。ケベックの住民投票では、本来、分離独立反対派が有利な位置を占めるはずの経済的な争点において、反対派の戦略上の問題により、賛成派によってほぼ互角の戦いに持ち込まれた結果、僅差でようやく分離独立を否決するという、反対派からすれば薄氷の勝利となったことが明らかにされた。それに対して、スコットランドの住民投票では、ケベックの分離独立反対派が陥った戦略上の陥穽が避けられた結果、分離独立の中心的な争点である経済問題において、住民投票キャンペーン終盤まで反対派が賛成派に対して優勢な立場を維持し続けることになったのである。

さて、分離独立住民投票においてスコットランドの独立が承認されていけば、イギリスは分裂することになり、国のかたちもさらに大きく変わることになっただろう。しかし、住民投票において独立という結果が得られなかったことは、必ずしもイギリスの分権プロセスをストップさせるわけではない。スコットランドをイギリスに残留させるという戦略的な目的を達成する意図に影響された面はあったが、保守党、労働党、自由民主党などの主要政党は、住民投票キャンペーンの中でそろってスコットランドへのさらなる分権を約束していたのである。⁽⁸⁾また、ウェールズや北アイルランドでも分権の強化に向けた動きがさらに加速しているように見える。そして、残されたイングランドでも分権の実施を求める声が見られるようになっているのである。

かつてトニー・ブレア (Tony Blair) 首相の労働党政権においてウェールズ相を務めたロン・デイヴィス (Ron Davies) が、分権は「事象ではなく過程 (イベントではなくプロセス) である」と言ったように、イギリスの分権プロ

セスの終着点は、いまだに視界の外にあるとすることができらるだろう。

- (1) アープロース宣言とは事実上のスコットランド独立宣言で、中世ヨーロッパ世界で強力な影響力を握っていたローマ教皇からお墨付きを得ることにより、スコットランド独立の正統性の獲得に貢献する文書であった (Michison 2002, 49-50)。
- (2) "ament" は中世英語で "about" を意味する。
- (3) アン女王は一七回の妊娠を経験したにもかかわらず、流産、死産、幼児期の死亡などで跡継ぎをつくらなかった (Brown and Fraser 2013, 27)。
- (4) ジャコバイトとは、名誉革命で王位を追われたジェームズ二世 (※スコットランドでは七世) およびその子孫こそが正統な国王であるとして、その王位復権を狙う勢力を指す。ちなみに、この場合の王位はスコットランドの王位というよりも、連合王国の王位を意味していたので、ジャコバイトの反乱は正確にはスコットランド独立を目指す動きではなかったとすることができる。
- (5) アイルランド独立については、アイルランド島全体がイギリスから独立したのではないことに注意しなければならない。南部の二六州がアイルランド自由国としてイギリスの自治領となったのに対して、北部の六州は北アイルランドとしてイギリスに残留することになったのである。現在でも南部はアイルランド共和国としてイギリスとは別個の独立国であるが、北部はイギリス領北アイルランドとなっている。
- (6) かつて沖縄では琉球独立運動が存在し、近年になって琉球独立を目指す研究を行う琉球民族独立総合研究学会も設立されたが、沖縄の人々の幅広い支持を得るまでには至っていないようである (琉球民族独立総合研究学会 二〇一三)。
- (7) チェコスロヴァキアの共産主義体制の自由化、民主化は、暴力的な衝突を伴ったことのない無血革命によって達成されたことから、「ピロード革命 (Velvet Revolution)」と呼ばれるようになった。その後、チェコスロヴァキアのチェコとスロヴァキアへの国家分離についても、「ピロード革命」と同様に暴力を伴うことなく達成されたことから、「ピロード離婚」という呼び名がつくことになった。
- (8) かつて、それほど分権に熱心であるとは思われていなかったスコットランド出身の元首相ゴードン・ブラウン (Gordon Brown) も、大幅な分権を実施することによりイギリスの国家形態を連邦制に近い形に改めることを提唱するようになっていた (Brown 2014)。

参考文献

- 梅川正美・力久昌幸「イギリスは分裂するのか：地域分権とイギリスの将来」梅川正美・阪野智一・力久昌幸編著『現代イギリス政治』第二版、成文堂、二〇一四年、六一―八〇頁。
- 近藤和彦『イギリス史10講』岩波新書、二〇一三年。
- 竹中 豊『ケベックとカナタ：地域研究の愉しみ』彩流社、二〇一四年。
- 辰巳浅嗣編著『EU：欧州統合の現在』第三版、創元社、二〇一二年。
- 山崎幹根『領域』をめぐる分権と統合：スコットランドから考える』岩波書店、二〇一一年。
- 力久昌幸『ユーロとイギリス：欧州通貨統合をめぐる二大政党の政治制度戦略』木鐸社、二〇〇三年。
- 琉球民族独立総合研究会『設立趣意書』二〇一三年（<http://www.aesjis.org/>）、二〇一四年七月三日参照。
- Brown, Callum G. and W. Hamish Fraser (2013), *Britain since 1707* (London: Routledge).
- Brown, Gordon (2014), *My Scotland, Our Britain: A Future Worth Sharing* (London: Simon & Schuster).
- Carney, Mark (2014), *The Economics of Currency Unions, Speech Given by Mark Carney, Governor of the Bank of England at a Lunch Hosted by the Scottish Council for Development and Industry, Edinburgh, 29 January 2014* (<https://www.bankofengland.co.uk/publications/Documents/speeches/2014/speech706.pdf>). 二〇一四年七月二六日参照。
- Colley, Linda (2014), *Acts of Union and Disunion: What Had Held the UK Together and What Is Dividing It?* (London: Profile Books).
- Curtice, John (2014), *The Score at Half Time: Trends in Support for Independence* (<http://www.scotcen.org.uk/media/270726/SSA-13-The-Score-at-Half-Time.pdf>). 二〇一四年八月二三日参照。
- Devine, T. M., (1999), *The Scottish Nation 1700-2000* (London: Penguin Books).
- Devine, T. M., (2008), "The Spoils of Empire", in T. M. Devine ed., *Scotland and the Union 1707-2007* (Edinburgh: Edinburgh University Press), pp. 91-108.
- The Electoral Commission (2013), *Referendum on Independence for Scotland: Advice of the Electoral Commission on the Proposed Referendum Question* (London: The Electoral Commission).

The Electoral Management Board for Scotland (2014), *Scottish Independence Referendum 2014* (<http://www.electionsscotland.info>). 二〇一四年七月二一日参照。

Fleming, Colin (2014), "After Independence? The Challenges and Benefits of Scottish-UK Defence Cooperation", *International Affairs*, Vol. 90, No. 4, pp. 761-771.

HM Government (2014), Cm 8815, *Scotland Analysis: Assessment of a Sterling Currency Union* (Norwich: The Stationery Office).

HM Government and the Scottish Government (2012), *Agreement between the United Kingdom Government and the Scottish Government on a Referendum on Independence for Scotland, Edinburgh, 15 October 2012* (Edinburgh: HM Government and the Scottish Government).

HM Treasury (2013), Cm 8740, *European Union Finances 2013: Statement on the 2013 EU Budget and Measures to Counter Fraud and Financial Mismanagement* (Norwich: The Stationery Office).

House of Commons Library (2013), *The Quebec Referendums, Research Paper 13/47* (London: House of Commons Library).

Keating, Michael (2001), *Nations against the State: The New Politics of Nationalism in Quebec, Catalonia and Scotland* (Basingstoke: Palgrave).

Keating, Michael (2009), *The Independence of Scotland: Self-Government and the Shifting Politics of Union* (Oxford: Oxford University Press).

Kenealy, Daniel (2014), "How Do You Solve a Problem like Scotland? A Proposal Regarding 'Internal Enlargement'", *Journal of European Integration*, Vol. 36, No. 6, pp. 585-600.

Lynch, Peter (2013), *SNP: The History of the Scottish National Party*, 2nd edition (Cardiff: Welsh Academic Press).

McCormick, John (2012), *Contemporary Britain*, 3rd edition (Basingstoke: Palgrave Macmillan).

McCrone, Gavin (2013), *Scottish Independence: Weighing Up the Economics* (Edinburgh: Birlinn).

McLean, Iain and Alistair McMillan (2005), *State of the Union* (Oxford: Oxford University Press).

McLean, Iain, Jim Gallagher and Guy Lodge (2014), *Scotland's Choices*, 2nd edition (Edinburgh: Edinburgh University Press).

McWhirter, Iain (2014), *Road to Referendum* (Glasgow: Cargo Publishing).

Mitchell, James (2014), *The Scottish Question* (Oxford: Oxford University Press).

Mitchell, James, Lynn Bennie and Rob Johns (2012), *The Scottish National Party: Transition to Power* (Oxford: Oxford University Press).

Mitchison, Rosalind (2002), *A History of Scotland*, 3rd edition (London: Routledge).

- Osborne, George (2013), *Speech by Chancellor of the Exchequer: George Osborne on the Prospect of a Currency Union between an Independent Scotland and the Rest of the UK* (<https://www.gov.uk/government/speeches/chancellor-on-the-prospect-of-a-currency-union-with-an-independent-scotland>). 一〇 | 四 | 廿 | 三 | 日 | 六 | 日 | 論 | 評 |
- Paseta, Senis (2003), *Modern Ireland: A Very Short Introduction* (Oxford: Oxford University Press).
- Rokkan, Stein and Derek W. Urwin (1982), *The Politics of Territorial Identity: Studies in European Regionalism* (London: Sage).
- Rokkan, Stein and Derek W. Urwin (1983), *Economy, Territory, Identity: Politics of West European Peripheries* (London: Sage).
- The Scottish Government (2013), *Scotland's Future: Your Guide to an Independent Scotland* (Edinburgh: The Scottish Government).
- Torrance, David (2013), *The Battle for Britain: Scotland and the Independence Referendum* (London: Birlbeck Publishing).
- Walker, William (2014), "International Reactions to the Scottish Referendum", *International Affairs*, Vol. 90, No. 4, pp. 743-759.
- Whatley, Christopher A. (2008), "The Making of the Union of 1707: History with a History", in T. M. Devine ed., *Scotland and the Union 1707-2007* (Edinburgh: Edinburgh University Press), pp. 23-38.
- Whatley, Christopher A. (2014), *The Scots and the Union: Then and Now* (Edinburgh: Edinburgh University Press).
- Young, Robert A. (1994a), "How Do Peaceful Secessions Happen?", *Canadian Journal of Political Science*, Vol. 27, No. 4, pp. 773-792.
- Young, Robert A. (1994b), "The Political Economy of Secessions: The Case of Quebec", *Constitutional Political Economy*, Vol. 5, No. 2, pp. 221-245.
- Young, Robert A. (1999), *The Struggle for Quebec: From Referendum to Referendum?* (Montreal: McGill-Queen's University Press).